

65歳以上の人の介護保険料

介護保険料は、額や納付方法が所得や年金の種類によって異なります。平成18年度の保険料については、7月中旬にお送りする通知書で必ず確認してください。

また、みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

新しい介護保険料の算定

介護保険料は、介護保険事業計画期間（平成18年度～20年度）に必要な給付費（介護サービスに係る費用）の総額を見込み、その一定割合（約19%）を65歳以上の被保険者全体で負担していただくもので、今年度から新しい保険料となります。

一人ひとりの保険料については、「本人および同じ世帯の人の市民税の課税状況」や「本人の前年の所得」などによって決定されます。

本市では、通常6段階の保険料を、高所得者に応分の負担をお願いするとともに、低所得者である第2段階の保険料については、第1段階と同額に引き下げるなど、より所得に応じた7段階とし、きめ細かい設定としています（表1参照）。

新しい介護保険料 表1

保険料段階	該当する人	算定方法	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.50	25,000円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人		
第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	37,500円
第4段階	本人は市民税非課税だが、世帯員に市民税課税者がいる人	基準額	50,000円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額 × 1.25	62,500円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.50	75,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額 × 1.75	87,500円

※「合計所得金額」…収入額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、医療費控除など各種所得控除を行う前の金額です。
 ※「老齢福祉年金」…明治44年4月1日以前に生まれた人で、所得が低く、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。

どの段階に該当するか確認してみましょう！

